

京都市告示第 465 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成22年3月18日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

醍醐支所要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市伏見区役所醍醐支所福祉部支援課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市伏見区役所醍醐支所福祉部	第1号
京都市伏見区役所醍醐支所健康づくり推進室	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都府山科警察署生活安全課	第1号
京都市立東総合支援学校	第1号
京都市立醍醐小学校	第1号
京都市立小栗栖小学校	第1号
京都市立小栗栖宮山小学校	第1号
京都市立池田小学校	第1号

名 称	児童福祉法第 25条の5各 号の該当する 号
京都市立池田東小学校	第1号
京都市立春日野小学校	第1号
京都市立日野小学校	第1号
京都市立石田小学校	第1号
京都市立醍醐西小学校	第1号
京都市立北醍醐小学校	第1号
京都市立春日丘中学校	第1号
京都市立醍醐中学校	第1号
京都市立小栗栖中学校	第1号
京都市立栗陵中学校	第1号
京都市立辰巳保育所	第1号
社団法人伏見医師会	第2号
社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会	第2号
社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会醍醐分室	第2号
社会福祉法人醍醐保育園	第2号
社会福祉法人本願寺社会福祉事業センター誕生院保育園	第2号
社会福祉法人曙福社会あけぼの保育園	第2号
社会福祉法人京都地の塩会つくし保育園	第2号
社会福祉法人京都社会福祉協会石田保育園	第2号
社会福祉法人京都地の塩会光の子保育園	第2号
社会福祉法人不動園小栗栖保育園	第2号

名 称	児童福祉法第 25条の5各 号の該当する 号
社会福祉法人志心福祉会はなぶさ保育園	第2号
社会福祉法人京都保育センターくりのみ保育園	第2号
社会福祉法人春日野園春日野園	第2号
社会福祉法人眞友福祉会桜木保育園	第2号
社会福祉法人端山園端山保育園	第2号
社会福祉法人紫山福祉会大受保育園	第2号
社会福祉法人醍醐福祉会中山保育園	第2号
社会福祉法人眞友福祉会桜木第二保育園	第2号
社会福祉法人照真福祉会かがやき保育園	第2号
京都市伏見区民生児童委員会醍醐ブロック	第3号
醍醐園長会	第3号
醍醐保育士会	第3号
醍醐子育て支援ステーション連絡会	第3号
京都市立小学校校長会伏見東支部	第3号
京都市伏見区醍醐地域4中学校校長会	第3号
会長が指定する醍醐管内の児童館	第2号又は 第3号
京都市長が指定する者	第3号

(伏見区役所醍醐支所福祉部支援課)